

住宅熱損失防止（省エネ）改修工事をしたら

省エネルギー改修工事をした住宅は、固定資産税が減額されます。

既存住宅を省エネルギー改修工事した場合、次の要件に該当しますと当該住宅に係る固定資産税の翌年度分が減額されます。

減額を受けられる住宅の要件

- ・平成 20 年 1 月 1 日以前に建築した住宅であること。（賃貸住宅を除く）
併用住宅の場合は、居住部分が 1 / 2 以上であること。

省エネルギー改修工事の要件

対象の工事期間

- ・平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までに完了したもの。
省エネルギー改修工事に要する費用が 30 万円以上であること。

対象となる省エネルギー改修工事内容

窓の改修工事（必須です）

窓の断熱改修工事

天井の断熱改修工事

壁の断熱改修工事

改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合することが必要です。

減額の期間と範囲

改修工事が完了した翌年度分のみ、家屋の固定資産税額が 3 分の 1 減額されます。（ただし、1 戸当り分 120 m²までを限度とします。）

住宅の新築に伴う軽減措置と同時に受けることはできませんのでご了承ください。ただし、省エネルギー改修工事とバリアフリー改修工事を同時に行った場合は、それぞれの税額を 3 分の 1 減額し、合わせて 3 分の 2 が減額となります。

減額を受けるための申告手続き

申告に必要な書類

- 1．住宅熱損失防止（省エネ）改修工事に伴う固定資産税減額申請書
- 2．熱損失防止改修工事証明書
（建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行）
- 3．省エネルギー改修工事に要した費用を証する書類（領収書など）
上記の書類をすべて揃えて改修工事終了後 3 ヶ月以内に税務課へ提出してください。